

基山町健康ポイント事業

利用団体の登録
をしませんか？



団体登録の要件（すべてに当てはまることが条件）

○基山町まちづくり基本条例第2条第2号に規定する団体であること。

基山町まちづくり基本条例第2条第2号抜粋

(2) 町民活動団体 福祉、文化及びスポーツ等、ある特定の社会活動分野において、同じ目的を持ち、町内を中心に活動している団体をいう。

○健康づくりや介護予防等の効果が期待できる事業を実施していること。

○営利を目的とした団体ではないこと。

登録までの流れ

1. 団体登録申請書（様式1）を記入し、提出します。



- ・様式は、健康福祉課高齢福祉係（役場1階）または保健センターで配布しています。
- ・町のホームページからもダウンロードできます。
- ・提出先は、健康福祉課高齢福祉係（役場1階）または保健センター

2. 健康ポイントスタンプを代表者にお渡しします。



3. 事業の実施の際に、参加者に1回に1スタンプを押印してください。

4. 年に1回、事業実績報告書（様式2）の提出をお願いします。

※事業に参加した方が分かる書類を添付してください。



基山町役場健康福祉課高齢福祉係（役場1階）

電話：0942-92-7964 FAX：0942-92-7184

基山町保健センター

電話：0942-92-2045 FAX：0942-92-2148